

平成 27 年度 小笠原諸島世界自然遺産地域 科学委員会  
結果概要（助言事項等）

平成 27 年 12 月 15 日に開催された平成 27 年度小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会における管理機関への助言事項等は以下のとおりである。

議題 1 ) 世界遺産委員会決議への対応状況

- ・世界遺産委員会決議への対応状況について、項目毎に事務局よりの報告を受け、科学委員会として以下のとおり助言、要請を行った。

( 1 ) 要請事項 a) 外来種対策について

兄島でのグリーンアノール防除事業について

- 当初危惧された昆虫類相への大きな影響が現段階では抑えられており、これまでに取り組まれてきた防除事業を評価する。本日提示された防除対策ロードマップに基づいて、今後とも継続的・計画的に防除事業を推進していくべきである。

新たな外来種の侵入・拡散防止対策の検討について

- 農業用の土付苗が沖縄から母島へ直接運搬されていることが明らかとなり、外来生物の侵入リスクが非常に高いことが判明した。生態系への影響のみならず農業被害を防止する観点から、技術が確立している温浴処理も含め、早期に水際対策の検討や実行に着手すべきである。
- 科学委員会の下部組織である「新たな外来種の侵入・拡散防止WG」は、平成 29 年度以降の発展的再開を前提として今年度末に休止し、本WGで整理された成果の具体化及び実行を地域連絡会議の下部組織「新たな外来種の侵入・拡散防止地域課題WG」が担うことを承認する。
- 母島に侵入したツヤオオズアリについては、迅速に対処すべきである。特に局所分布地については、数年以内に対処すること。

森林生態系の保全管理手法の検討について

- これまで通り、得られたデータや知見を各事業に提供するとともに、森林生態系保全管理手法の検討を進めていくこと。

陸産貝類の保全検討について

- 父島におけるプラナリア類の生息拡大を受け、これまで取り組んできた陸産貝類の保全対策に加えて、プラナリアの駆除手法の開発に着手すべきである。
- 小笠原諸島全体として陸産貝類の生息が危機的な状況にあり、遺産価値を証明する重要な資産である陸産貝類の保全を議論する場として、「陸産貝類保全・プラナリア対策検討会」を発展的に解消し、科学委員会の下部WGとして新たに設置することを承認する。

父島におけるノヤギ対策について

- これまでノヤギの根絶が達成された離島で確認された事象を総括し、父島でのノヤギ根絶によって想定される将来予測を念頭に、保全すべき生態系を守りながら、慎重に根絶を進めるべきである。

- 特にノヤギ根絶後の外来植物の拡大に留意し、ノヤギ対策及び外来植物対策の双方の専門家を交えた検討を行うべきである。

#### 外来ネズミ対策について

- ネズミ対策は、島民意見のフィードバックもプロセスに入れながら、検討を進めるべきである。
- 小笠原諸島全体としてネズミの動向をモニタリングし、データの蓄積を図るべきである。
- ネズミの個体群動態の推定方法について、関係者は知恵を絞り開発する必要がある。

#### ノネコ対策について

- ・管理機関からの報告に対して科学委員会からの特段の助言はなし。

#### (2) 要請事項 b) 環境影響評価について

- ・管理機関からの報告に対して科学委員会からの特段の助言はなし。

#### (3) 奨励事項 a) ~ d) について

- ・各管理機関からの報告に対して科学委員会からの特段の助言はなし。

#### 議題2) 地域連絡会議からの検討事項について

- ・オガサワラオオコウモリに関して地域連絡会議から助言を求められた事項に対し、科学委員会として以下のとおり助言を行った。
  - オオコウモリの専門家や地域を交えた検討会を設置し、早急に議論すべきである。
- ・村民参加促進の取組に関して、科学委員会として以下のとおり助言を行った。
  - 多くの事業を進める上で、島民にも共通の認識を持っていただくための機会を増やすべきである。そのためには、世界自然遺産に関する規制や仕組みによって、何が守られてきたのか整理しておく必要がある。

#### 議題3) 今後の予定について

- ・次に示す事項について、科学委員会として以下のとおり助言を行った。
  - 来年度より管理計画・アクションプランの改定作業を地域連絡会議との連携により進めることを承認。
  - 管理計画の改定および国立公園の見直し検討は、連携した議論となるように適切な検討体制を確保すべきである。
  - 科学委員会は次年度以降も現地開催を継続すること。

#### 議題4) その他

- ・科学委員会の議論には社会学の専門家が必要であることに鑑み、織朱實氏(上智大学大学院地球環境学研究科教授)を新たに委員とする。
- ・西之島の噴火やそれに伴う陸域の拡大は、将来的に厳正な管理が必須であることや、海域公園の拡張、さらには地形地質のOUVとしての価値の正当な判断という観点からも、単なる範囲の変更(マイナーバウンダリーチェンジ)ではなく、リノミネーションとして追加登録を目指すことを検討してはどうか。

以上